

生ごみ処理機器購入費補助制度

刈谷市では、ごみ減量化対策の一環として、生ごみをたい肥化する処理機器の購入に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助を受けることができる方

下記のいずれかに該当する方のうち、市税の滞納をしていない方

- ①刈谷市内に住所を有している人
- ②刈谷市内に共同住宅を所有する人
- ③刈谷市内に共同住宅を建設する事業者

補助の対象となる機器

下記の機器のうち、市の承認を受けたもの

- ・生ごみ処理機：生ごみを加熱、バクテリア等で分解し、たい肥化するもの
- ・コンポスト容器：容量70リットル以上で、地中のバクテリア等で生ごみを分解し、たい肥化するもの

※1世帯につきそれぞれ1基とし、買換えについては、前回補助を受けて購入した日から3年経過すれば再び補助が受けられます。

補助金額

- ・生ごみ処理機：店頭販売価格（税込価格）の2分の1で、上限30,000円
 - ・コンポスト容器：店頭販売価格（税込価格）の2分の1で、上限5,000円
- ※100円未満の端数は切り捨て

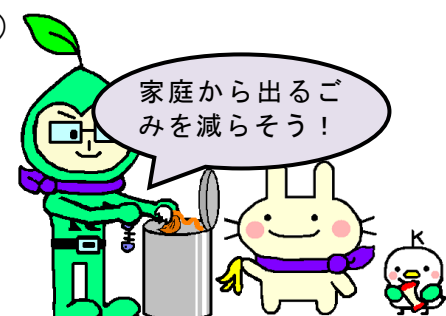
申請の方法と申請期日

購入日から90日以内に下記の書類を環境推進課へ提出して下さい。

- ・刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（刈谷市様式）
 - ・領収書等（レシート、手書きの領収書等）の写し
- ※申請者の氏名・購入店名・購入機器名・購入日・購入金額が記載されているもの
- ・刈谷市の市税の完納を証する納税証明書（完納証明書、コピー不可）
 - ・刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付請求書（刈谷市様式）

※申請は郵送ではなく、直接環境推進課までお持ちください。

裏面もご覧ください!!



購入から補助金申請までの流れ

(1) 販売指定店で対象機器を購入

※販売指定店については環境推進課に問い合わせ、または刈谷市ホームページで確認できます。

※必ず領収書等（申請者の氏名・購入店名・購入機器名・購入日・購入金額が記載されているもの）を受領してください。

(2) 次の書類を環境推進課に提出（購入日から90日以内）

①刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（刈谷市様式）

※環境推進課窓口または刈谷市ホームページで入手可能

②領収書等（レシート、手書きの領収書等）の写し

※申請者の氏名・購入店名・購入機器名・購入日・購入金額が記載されているもの

③刈谷市の市税の完納を証する納税証明書（完納証明書）

※コピー不可、取得方法については下記参照

④刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付請求書（刈谷市様式）

※環境推進課窓口または刈谷市ホームページで入手可能

(3) 交付の決定

書類審査を行い、補助金交付の可否の決定を通知します。

(4) 補助金の振込み

請求書で指定された口座に補助金が振り込まれます。

○市税の完納を証する納税証明書（完納証明）の取得について

【発行場所】市役所税務課、富士松支所、東刈谷市民センター、
小垣江市民センター、北部市民センター

【受付時間】月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで
（祝祭日および年末年始の休業日を除く。）

【手数料】1件200円

【必要なもの】

・本人または同居親族の場合

運転免許証や健康保険証などの本人確認書類

・本人から委任された人の場合

委任状および運転免許証や健康保険証などの本人確認書類

※法人の場合は、窓口に来られる人が代表者であっても、法人代表者印が必要です。

【問合せ先】

刈谷市役所 環境推進課 環境政策係

電話：0566-62-1017（環境推進課直通）

FAX：0566-24-3481

E-mail：kankyo@city.kariya.lg.jp

